

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2457号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>



かやぶきの里 (京都府美山町)

もくじ

活 活 政 情 随 情

動 策 報 想 報

松本副会長が16年度税制改正などで要望	「自民党総務部会・地方行政調査会等合同会議	(2)
地方分権推進の結束強化で共同声明	「地方六団体	(5)
公共投資関係費が上限の16%増	「平成16年度国土交通省概算要求重点施策	(6)
カプセルNOW&NEW	(10)
遠賀川の源流に育む豊かな人とみのりの里	(11)
政策リーダー	福岡県嘉穂町長 倉円次	(12)

●写真募集●
本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

閑話休題

最近シベリアのイルクーツクを訪れる機会があった。東京から日本海を越えて約三千五百キロ、バイカル湖に程近い、東シベリアでは最大の都市だ。十八世紀後末ロシアに助けられた漂流民、大黒屋光太夫が鎖国時代の日本を目指すロシア人向けの日本語学校を作ったことはよく知られている。今もイルクーツクの国立言語大学にはロシア屈指の日本語学科があるし、州知事はじめ親日的な人々が多い。ソ連崩壊後の経済的な苦境と、日本よりはるかに遠いモスクワの連邦政府の無関心になりがちな政策

日本海を越えて

NHK解説委員長 今井 義典

もこれあり、切り札の石油天然ガス開発などをめくって、日本への熱い期待を強く感じた。
羽田から青森へ、さらにロシアのローカル航空便を乗り継いで二日ばかり、日本とロシアは実際の距離以上に遠い。日本と海外の人の往来が年間二千万人を超える国際化時代に、日露間ではわずかに八万人(足らず)である。日露間の貿易量は五千三百億円と日本の貿易総額の1%以下、姉妹都市の縁組も十三組にとどまり、これも日本と世界の地方自

治体の提携の1%以下だ。二十世紀の日露関係は対立と不信に終始し、北方領土と平和条約の問題は今もノドに深く突き刺さったままだ。しかし江戸時代以来、人々の心温まる交流の歴史があり、その痕跡は今でも全国の町や村に残っている。そのうえ日本のロシア文化に対する傾倒振りも、文学を見てモ音楽や演劇を見てモかなりのものだ。最近逆は逆に村上春樹など日本の作家がロシアで人気を呼んでいるという。両国間には共有できる価値観が存在する。
往路青森から八バロフスクに向かう機中は、驚いたことに日露の中学生で満席だった。さらに翌朝八バロフスクからイルクーツクに向かった便には、青森県の高校アイスホッケー選抜チームが乗り合わせていた。地域と地域の努力で、様々のレベルの交流が脈々と続いている。一衣帯水の日露が、新しい二十一世紀の関係に向けて動き出すことは、北東アジア全体の平和と発展につながる。日本の各地で続いている交流活動が、細い糸から太い絆に、さらには綾なす帯のように、広く、しっかりと育ってほしい。

自民党総務部会・地方行政調査会等合同会議

全国町村会

松本副会長が 16年度税制改正などで要望

意見を述べる松本副会長



松本副会長発言要旨

全国町村会副会長の佐賀県北方町長の松本でございます。諸先生方には、日頃から大変お世話になっておりますことを厚くお礼申し上げます。

また、本日は、発言の機会を与えて頂き、ありがとうございます。
1、「今後の市町村合併の推進に対する基本的な考え方(案)」について

はじめに、「地方自治に関する検討プロジェクトチーム」で検討され

自由民主党の総務部会(林 幹雄部会長)と地方行政調査会(石川要三会長)などの合同会議が、10月9日、自民党本部で開催され、全国町村会など地方六団体等の代表者から平成16年度税制改正等についての要望が行われた。

合同会議では、全国町村会の松本和夫副会長(佐賀県北方町長)が、市町村合併、三位一体改革、税制改革等について要望を行ったほか、全国知事会・平井伸治鳥取県副知事、全国都道府県議会議長会・中畑保一会長(愛媛県議会議長)、全国市長会・山出 保会長(金沢市長)、全国市議会議長会・片山 尹会長(北九州市議会議長)、全国町村議会議長会・中林征一副会長(香川県直島町議会議長)など各団体の代表者が要望を行った。

合同会議における松本副会長の発言要旨及び「平成16年度税制改正に関する要望」は次のとおり。

ております。「今後の市町村合併の推進に対する基本的な考え方(案)」について申し上げます。

合併は、地方自治の根幹に係わり、将来にわたる地域の在り方や住民生活に大きな影響を与える最重要事項であります。

町村は、歴史的な経緯、文化、風土や自然的、地理的要件が異なっており、あくまで関係市町村の自主的な判断を十分に尊重し、財政的な締め付け等により合併を強制することがないようお願い致します。

そこで、第一点目として、「市町村が有すべき人口の目安として、一万

人以上」としていることについてあります。人口規模を明示することには、明確な根拠も見出し難く、たとえ「目安として」であっても法律上明示することには反対であります。

次に、合併が困難である小規模町村に対する事務配分特例方式については、広域自治体としての都道府県の性格を曖昧にし、散在する町村の事務を直接処理するための組織等を設けることになれば、行政改革や地方分権の理念にも反することになると思えます。

なお、合併ができない地域等のた

活 動

めには、全国町村会が提案している市町村連合(仮称)案について十分ご検討いただき、制度化を図っていただきたいと存じます。

次に、「現行法のような財政支援措置はとらないこと」としてありますが、現行特例法の期限切れ以降も自主的な合併は有り得る訳ではありません。

その際、合併に伴う特別な行財政需要はでてまいりますので、一定の特例措置を講じるべきであります。

また、都道府県の市町村合併に関する調整機能の強化についてであります。知事が合併に関して住民投票を求めるといったことは、市町村への過剰な干渉であり、あくまでも必要な助言や情報の提供等にとどめておくべきであります。

2、三位一体の改革について

次に、三位一体の改革について申し上げます。

年末の予算編成や税制改正に向けて、三位一体の改革に係る具体的な検討が行われるかと存じますが、この検討に当たっては、町村の大半が農山漁村地域であり、人口が少なく、また企業の集積等も少ないために、課税客体が乏しいという実情を十分に考慮していただきたいと存じます。

特に、国庫補助負担金の廃止・縮減に伴い国から地方への税源移譲が行われたとしても、町村には、その効果が十分に及ばないことが懸念されますので、町村にとって地方交付

税のもと財源調整機能・財源保障機能は一層重要になると存じます。

地方交付税については、不可分一体である財源調整機能・財源保障機能を堅持するとともに、町村が人口に比べ広い面積を有し、国土保全等に重要な役割を果たしていること等、その実態を反映した財源需要の算定を行っていただきたいと強くお願い申し上げます。

なお、全国の町村は、今、合併について真正面から取り組んでおりまして、私の町、佐賀県北方町におきましても当初6町村による合併を協議いたしておりましたが、新しい市の庁舎の位置を巡り、意向がまとまらず、現在は、3町村による合併を模索しているところであります。全国で合併を検討しているところにおいても、同じような現象がおきているものと推測できます。

かように、市町村合併は多くの障害や問題を解決しながら、はじめて成し遂げられるものであります。

しかしながら、合併したところでも最長十五年間の交付税の算定特例措置があるものの、現在、議論されている三位一体改革が進められる中でそれがどのような財政的保障がされるものか不安であり、まして合併できないところは、予想すらできないのが現状であります。

国が、市町村合併を推進するのであれば、将来の市町村がどのような自治制度の下、地方交付税の見直しを始めるような財政措置がなされるのかお示しいただきたいと存じます。

3、税制改正について

税制改正につきましては、お手元に全国町村会としての要望書を配布させていただいておりますので、三点について申し上げます。

まず、固定資産税についてであります。

固定資産税については、平成15年度の町村税収では1兆5、532億円と、全体の5割強を占め、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹的税目であります。

よって、その安定的確保がはかられるよう、特に配慮するとともに、商業地等の負担水準の上限について、現行の70パーセントを堅持するようお願いいたします。

次に、道路特定財源について申し上げます。

道路特定財源については、今年度の税制改正により、暫定税率の適用

期限の延長がなされましたが、地方の道路整備は、いまだ道半ばであり、今後も道路特定財源を活用した道路整備を実施する必要がありますので、所要の財源を確保していただきますようお願いいたします。

最後に、環境税制について申し上げます。

温暖化対策税等の環境税制を導入する際には、森林を多く抱える町村の財政負担を助案し、地方税としていただきますようお願いいたします。

町村長の中には、自民党は、「町村を見捨てている」とか、「町村をいじめている」という声も聞かれます。

平成16年度の予算編成に当たっては、くれぐれも町村の切り捨てにならないよう、特段の配慮を願います。

以上、全国町村会の要望とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

平成16年度税制改正に関する要望

我が国は、少子高齢化、グローバル化、情報通信技術(IT)の進展等による国民生活と経済社会の急激な変化、また、国民の価値観や生活様式の多様化に伴う新たな行政需要の発生など、環境の変化に伴う諸問題が顕在化している。

このような状況を踏まえ、町村としても、自ら積極的に行政改革に取り組みつつ、さまざまな課題に的確に対応するよう努力しているところであるが、現下の地方財政は、これまでの景気低迷による大幅な税収

減や累次の景気対策に伴い、巨額の財源不足と膨大な借入金残高を抱え、危機的な状況にある。

一方、町村は、地域における行政を自主的かつ総合的に広く担うことから、少子・高齢社会に向けた総合的な地域福祉政策、農林水産業の振興、資源循環型社会の構築等の環境施策、生活関連社会資本の整備等、増大する財政需要に的確に対応し、活力ある豊かな地域社会づくりに向けて主体的な役割を担うことが求められている。

活 動

また、地方分権の一層の推進と地方行政体制の整備を推進することで、国と地方の関係を見直し、町村の自主性・自立性を高めて分権型社会の実現をはかるといふ観点からも、国から地方への税源移譲等による、地方税財源の充実確保など、財政基盤の強化を図ることが不可欠である。

よって、平成16年度税制改正に当たっては、町村が円滑な財政運営を行えるよう、町村税源の充実強化をはかることとし、特に下記事項の実現をはかれるよう強く要望する。

記

1、税源移譲による町村税源の強化

地方税は、地方分権を實質的に担保する、地方自治の基礎を支えるものであり、地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するためにも、所得税から住民税への税源移譲や地方消費税の拡充などにより、租税総額に占める地方税のウエイトを高め、町村税源の充実強化をはかること。

また、町村は人口、従業員ともに少なく、税源移譲の効果が十分に及ばないことが懸念されるため、具体的な税源移譲の検討にあたっては、町村の実情を考慮し、配分基準の見直し等についても、併せて検討すること。

2、個人住民税の充実確保

個人住民税は、町村における基幹

的な税目であるので、安定的にその充実がはかれるよう措置すること。

個人住民税の所得割については、負担分任の性格を踏まえ、諸控除の見直しをはかること。

個人住民税の均等割については、過大な負担とならないように配慮しつつ、税率を引き上げること。また、人口段階別の税率区分を見直すこと。

また、生計同一の妻に対する非課税措置について、見直しをはかること。

3、法人住民税等の充実確保

地方法人課税に関しては、町村にとつて重要な税源であるので、法人住民税総額についてこれを確保すること。

また、分割法人の法人住民税について、課税標準にかかると分割基準に事務所または事業所の固定資産を加える等の措置により、配分割合の適正化をはかること。

4、固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、その安定的確保がはかれるよう、特に配慮するとともに、商業地等の負担水準の上限について、現行の70%を堅持すること。

5、市町村道路財源の充実強化

道路特定財源については、道路が

果たす役割や整備が遅れている町村道の現状を踏まえ、その所要財源の確保をはかること。

6、ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有しており、山林原野の多い町村の地域振興をはかる上で重要な財源となっているため、現行制度を堅持すること。

7、軽自動車税の充実改善

軽自動車税の各標準税率を引き上げる。また、軽自動車税のうち原動機付自転車については、課税のあり方等について実態に見合った見直しを行うこと。

8、環境税の導入による地方税の強化

いわゆる環境税制を導入する際には、環境対策にかかる町村の財政負担を勘案し、地方税とすること。

9、非課税等特別措置の整理合理化

租税負担の公平を期す見地から、非課税等特別措置については、さらに整理合理化をはかること。特に、固定資産税等の非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を行うこと。

また、国の租税特別措置等については、地方への支障を来すことのないよう、必要な措置を講じること。

都市と若者と町村を結ぶ山村活性化フォーラム参加者募集

NPO法人・地球緑化センターは、第2回「緑のふるさと協力隊」全国研究会」を開催いたします。

「協力隊」は都会の若者と働き手の少なくなった農山村を結ぶボランティア活動で、一年間受入先町村に住み込み、農林業や特産品づくり、村おこし活動のお手伝いを行なうプログラムです。既に十年の実績があり、今年度は二六町村に三九名が参加しています。活動終了後の定住者が多いのも特長です。

今回「山村の活性化」「若者たちの新しい進路」などをテーマにシンポジウムなどを行ないます。

ご参加を希望される方は、お電話にて照会先までご連絡ください。

後援 農林水産省・総務省・全国町村会・全国山村振興連盟・ほか
日時 平成15年11月15日(土)
9時30分～18時30分

場所 江東区文化センター

(東京都江東区東陽4-11-3)

内容 基調講演「都市から山村へ流れを変える若者たち」(講師：久田邦明/神奈川大学講師)
パネルディスカッション「山村に向かう若者たち・その課題を探る」ほか

◆照会先

特定非営利活動法人

地球緑化センター

TEL 03(3241)6450

北川・金井まで

活 動

地方六団体 地方分権推進の結束強化で共同声明

地方六団体は、このほど各団体の会長らが集まって会談を行い、「地方分権の推進のための結束強化に関する共同声明」を発表した。その内容は次の通り。

地方分権の推進のための 結束強化に関する共同声明

地方分権は、国対地方という単なる行政内部の問題ではなく、より住民に身近なところで政策決定や税金の使途決定が行われ、住民の意向に沿った政治行政を行うことを可能とする我が国の民主主義及び内政の在り方に関する真の構造改革である。

また、納税者の目が届く財政民主主義を実現し、国・地方を通じた財政再建を進め、プライマリー・バランス（基礎的財政収支）の回復にもつながる納税者本位の改革であることも忘れてはならない。

このため、我々、全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会及び全国町村議会議長会の「地方六団体」は、一致団結して、国民的課題である地方分権をさらに推進するため、我々の共通の意思を明確にし、次の事項について確認する。

また、これを契機に、共同して住民生活を守る総決起大会を開催する

など、地方六団体の結束した力を示す取り組みを進めることとする。

「一丸となって結束する地方六団体」地方分権を進めるため、何よりも住民とともにある地方自治体が一丸となり、小異を捨て、大同団結し、自らの行動をもって地方の力を示すこととする。

「地方分権こそが真の構造改革」

地方分権は、「自己責任社会」を実現し、納税者の目の届くところで行政サービスが提供される財政民主主義を確かなものとするという理念のもとに推進する必要がある。

「日本は全国自治体の集合体」である。全国の地方自治体が良くなってこそ日本が良くなるものであり、地方分権は「日本大改造」を推し進める「平成の大改革」である。「地方ができることは地方に」、「地方がなすべきことは地方に」を基本として地方主導の地方分権を実現しなければならぬ。

「住民本位・市町村重視の地方分権改革」

我々の使命は地域住民の生活を守り、多様なニーズに的確に応えることとであり、地方分権は、まさに住民のため、住民の視点に立って進めらるべきものである。

住民に身近な行政は、住民に最も身近な市町村が担うべきであり、都道府県は広域的自治体としてこれを補完するという「近接・補完の原理」により、市町村重視、市町村優先の地方自治を実現する必要がある。三位一体の改革も市町村への税源移譲や地方交付税の配分を優先すべきである。

「税源なくして削減なし」

三位一体改革はまさしく一体として進められるべきであり、国庫補助負担金の廃止、税源移譲の先送りといった地方財政への負担転嫁は、住民福祉を守るため、断じて認められない。

「地方分権こそ、国・地方を通じた財政再建の切り札」

地方分権は、受益と負担の関係を明確にすることにより、財政民主主義を実現し、納税者の理解と納得のもと、財政再建を進めることを可能にするものである。地方分権により国も地方もスリム化し、コスト削減、アウトソーシングや無駄の排除が一段と進むものである。我々地方も徹底した行財政改革を推進し、国・地方を通じた財政再建に協力していく決意である。

相続、安心。



中央三井信託銀行

●遺言執行 ●相続 ●ローン ●預貯金運用の総合コンサルタント

遺言書作成のお手伝いから遺言書の保管、遺言の執行まで、ご意思を確実に実行いたします。中央三井の遺言信託

詳しくは窓口までお問い合わせください。中央三井信託銀行 営業企画部 財産管理業務センター TEL.03-5232-3331 〒105-8574 東京都港区芝3丁目33番1号 層出第7号

ひとまず預けて、いつでも納得運用



- お申込みは100万円以上1円単位。
- お引出しや本商品からの預替えは、1円単位で原則いつでも可能。
- 当社による元本補てん、利益の補足はありません。
- お申込みの際は別途ご用意する商品説明書をご覧ください。

みずほ信託銀行

0120-081506

受付時間/午前9時～午後5時 土・日・祝日・銀行休業日を除きます。

予算概算要求重点施策

国土交通省の平成16年度予算概算要求は、総額8兆462億円(前年度比16%増)となった。公共投資関係費は、概算要求基準の枠いっぱいの7兆4、131億円(同)を計上。都市環境や交通体系の整備など、暮らし「活力」を向上させる分野に約七割を配分した。事業による成果重視と事業間の連携強化の方針を掲げ、鉄道駅の周辺整備について道路、都市、鉄道の各事業を同時に進め、工期を従来より四割短縮させる、駅・まち一体改善事業などに取り組む。

道路、河川など九本の公共事業長期計画を一本化するのに伴い、事業間の連携推進費2、000億円を盛り込んだほか、都市再生の一環として、土地の境界や面積を明示した登記所備え付け地図を整備する「民活と各省連携による地籍整備の推進」に227億円を振り向けた。

「安全」関連では、市町村への土砂災害警戒情報の提供に28億円、「環境」関連では、低公害車の開発・普及に77億円を配分した。

建て替え時、原則としてデイサービスセンターや保育所など社会福祉施設と併設するようにする。

このほか、大規模な地震災害に備え、住宅の耐震改修に関する補助制度を拡充する。補助の要件には、住宅の密集度と老朽住宅の戸数があるが、地震予知連絡会の特定観測地域や観測強化地域に指定された「宮城県東部・福島県東部」・「長野県西部・岐阜県東部」など、大規模地震発生の危険が高い地域では、老朽住宅戸数に関する要件を撤廃し、制度を利用しやすくする。東海、東南海・南海地震など特に大規模地震が切迫している地域では、国の補助を割り増しする方針だ。

国 土 交 通 省

公共投資関係費が 上限の16%増

16%増の8兆462億円を要求

平成16年度

解説



◆住宅と福祉の施策連携を推進

概算要求のうち住宅局関係は、国費ベースで前年度比11・4%増の1兆1、468億7、700万円となった。内訳は、住宅対策が12・4%増の1兆469億1、800万円、都市環境整備が1・4%増の99億5、900万円。

住宅戸数が量的に整備されてきているため、公的な住宅建設計画戸数は前年度より2万3、000戸少ない47万2、300戸。住宅金融公庫

の融資戸数は、特殊法人改革に伴い直接融資分を37万戸から30万戸に減らす一方で、民間金融機関の長期・固定金利の住宅ローンを可能にする証券化支援事業分を1万戸から6万戸に拡充する。

高齢者向け優良賃貸住宅は2、000戸増の2万5、000戸、都市基盤整備公団住宅は前年度と同じ9、900戸。

具体的施策では、高齢社会に対応し、住宅と福祉サービスの連携を強化。大規模な公共賃貸住宅団地の

◆都市再生、景観対策に重点

都市整備関係の要求額は、国費ベースで前年度比12・8%増の2兆136億600万円となった。事業費ベースでは11・5%増の4兆2、878億3、800万円。都市再生の動きを活性化させるため、駅周辺のにぎわい復活などに柔軟に活用できる助成金を創設。美しい景観を保全するため、都市の緑化や電線類の地中化に向けた予算を拡充する。

国費の内訳は、下水道1兆26億4、600万円(前年度比11・5%増)、都市公園1、593億8、000万円(同11・6%増)、都市環境整備2、070億5、900万円(同36・7%増)、街路5、921億8、200万円(同6・9%増)など。

政 策

都市再生を展開する予算は、前年度の1・22倍に相当する国費6、030億円を計上。このうち、地域の創意を生かした取り組みを支援する「まちづくり助成金(仮称)を新設国費300億円を充てる。時間と地域を区切った明確な政策目標を立て、目標達成に必要なリアフリー化などの事業に自由に活用できる柔軟な助成金にする考えだ。

景観対策では、景観に関する基本法制、都市緑化・緑地保全と屋外広告物に関する法制度を一体的に整える。また、七月にまとめた「美しい国づくり政策大綱」の具体策として、東京都区部と大阪市などの街路事業で電線類を原則地中化する。

このほか、都市内で効率的に緑を確保するため、駐車場の上部などを立体的に都市公園の区域にする「立体公園」の制度化を進める。

◆「観光立国」実現に向け
環境整備

総合政策局関係の要求額は、国費ベースで行政経費が前年度比30・7%増の210億2、600万円、公共事業費が5・0%増の155億1、000万円となった。「観光立国」の実現へ向け、外国人が一人歩きできる案内標識の整備や地域の個性を観光振興に役立てる、「一地域一観光づくり」などを総合的に展開する。建設投資が縮小し厳しい経営状態にある地域の建設業の再編策も進める。観光振興では、外国人旅行者を2010年までに倍増させることを目

標に掲げ、日本の魅力を海外に発信する「ビジット・ジャパン・キャンペーン」の関連経費35億1、100万円を要求した。韓国、台湾、米、中国、香港、EU(欧州連合)を重点市場と位置付け、官民一体で広報宣伝活動を展開する。

地域の魅力を引き出す「一地域一観光づくり推進事業」では、観光客誘致の専門家を招き、地域の観光を担う人材を育成する「観光カリスマ塾」を開催。外国人旅行者向けの観光案内標識や観光案内所の設置に関するガイドライン策定、外国人旅行者向けの安価な共通チケット導入なども行う。

交通関係では、低公害車を導入する実証実験のほか、離島の地域間交通を拡大するため、交通事業者が行う先進的な実証実験を補助する。

このほか、建設業の構造改革を進めるため、地域の中小・中堅建設業が企業連携によって経営体質を改善する場合に支援する。中小・中堅建設業の資金繰り改善に向けた施策も展開する。

◆成果重視の道路行政導入

道路局関係では、現在一律料金を徴収している首都高速、阪神高速について、短距離区間の不公平感をなくすため、利用距離を反映した料金体系への移行を実施。ETC搭載車に限定した措置で、走行距離を把握するため、出口用のETCゲートを両公団すべての高速出口に整備する。これまでは一律料金であるため

入口にのみETCを付けていたが、利用距離を料金に反映させる場合、出口での走行距離把握が必要なためだ。

高速道路関係ではこのほか、サービスエリア(SA)やパーキングエリア(PA)を経由して高速道路に接続できる「スマートIC」について社会実験を実施。今回試験的に設置するスマートICはETC利用者限定のもので、少ない用地とコストで建設できるメリットがある。全国10カ所程度で行いたい方針だ。一方、新直轄方式による高速道路整備は、前年度比3割増の1、721億円を要求した。批判が多い路上工事の縮減策にも力を入れる。工事渋滞を軽減した企業には何らかのインセンティブを与える方策を検討。また「予算消化のために年度末に工事が集中する」との批判を解消するため、年度末の使い切り型予算制度の見直しに着手。社会実験を活用して工事時間の総量規制を行う。

景観に配慮した道路政策として、市街地の無電柱化に重点を置き、非幹線道路での無電柱化を進める。土地区画整理事業において非幹線道路を補助対象に追加するなどの施策を実施する。

◆臨時交付金、地方裁量拡大

地方道路整備臨時交付金(04年度見込額は7、171億円)については、地方の裁量を拡大する方向で運用を改善。その一方で成果主義を積極的に導入する。

同交付金は「病院へのアクセス改善」などのテーマのもと、複数の道路事業で構成するパッケージの場合、個別の道路事業への審査や指導を廃止。代わりに渋滞解消や病院へのアクセスの時間短縮など、それぞれのテーマに沿った達成度を数値化させ、その度合いを次年度以降の予算に反映させる。数値化する目標は、各自治体に設定してもらう予定。

同交付金は、複数自治体が関係するパッケージの場合、各自治体の国費配分比率を55%に固定していたが、今年度から総額が全体事業費の55%であれば、自治体間の配分額は問わない方式を採用している。

◆地方の新規はゼロ

空港整備関係予算(空港整備特別会計)では、地方空港の新規建設は盛り込まず、大都市圏拠点空港の整備に重点配分した。特に、羽田に4本目の滑走路を造る再拡張事業で滑走路の契約などとして、107億円を要求した。

二期工事を進める関西国際空港は780億円を計上。建設コストの縮減に成功した中部国際空港は用地造成費を要求せず、国直轄の管制施設工事費として、37億円を盛り込むにとどめた。

地方空港の事業費は11・9%増の498億円だが、増加したのは神戸など既に建設している12カ所の地方空港の事業費が膨らんだため。前年度に続いて、新規建設はなかった。

空港の利用を促すため、関空への連絡橋料金を現行の1、730円（普通車・往復）から900円（同）に割り引く社会実験を実施。羽田など国が管理する空港で、自治体や民間企業などを交えた協議会で、観光振興やアクセス改善の方策などを話し合う。

一方、国が設置・管理する地方空港などを対象に実施している着陸料の軽減措置は今年度限りで期限が切れるが、航空各社の経営悪化を考慮。1年間延長することを前提に予算要求した。

◆港湾の保安対策推進

港湾関係では、改正SOLAS条約（海上人命安全条約）に基づくテロ・保安対策を進めるのが特色。同条約は昨年末に改正され、04年7月の条約発効までに対策を講じないと、国際貿易から締め出される恐れがある。そこで、岸壁などの通常施設と同様、フェンスやゲート、監視カメラ、照明施設などを公共事業予算で整備する。

国際競争力向上を目指す「スーパー中核港湾」で、コンテナターミナルの大規模化・情報化を推進。資源ごみの集積拠点を目指すリサイクルポート（総合物流拠点港）では低利の財政投融资資金を使って、倉庫などを整備する。

このほか、市民やNPO（民間非営利団体）と連携し、地方港湾の再生を目指す「みなとまちづくり事業」を進めるため、関係者による活性化

策議論の場となる協議会の立ち上げを支援する。

鉄道局関係のうち、整備新幹線は国費ベースで12・5%増の772億円となり、要求額としては過去二番目の大きさ。主に整備するのは、八戸 新青森（東北）、長野 富山（北陸）、石動 金沢（同）、博多 新八代（九州）の三路線四区間。昨年末に開業した盛岡 八戸（東北）、来年3月に開通する新八代 西鹿児島（九州）の二区間でも残った工事を行う。00年の政府・与党申し合わせは「八戸 盛岡、新八代 西鹿児島の両区間が完成した後、新たな着工区間を再検討する」と定めており、自民党や自治体から新規着工を求める声が高まっている。

ただ、政府・与党レベルで議論が進んでいない上、事業費の増加も見込めないため、工事区間は変更せずに予算要求した。

今年2月の韓国・大邱市の地下鉄火災を踏まえ、火災対策が不十分な地下駅・地下鉄で、排煙設備を整備する補助事業を新設。

非公共事業では、ローカル鉄道の安全対策に対する支援も拡充する。従来は赤字路線であることが条件だったが、緊急に対策が必要な施設の改修・新設については、黒字路線でも支援する。

◆学校・病院にも調整費

国土計画局関係では、「国土総合開発事業調整等施設整備費」の創設を要求。各省庁による公共事業の一

体的整備を支援する「国土総合開発事業調整費」や「都市再生プロジェクト事業推進費」の配分対象とならない、学校や病院などの施設整備についても、年度途中の機動的な予算措置を行う。公共・非公共の分野を問わず配分することで、事業整備の一体性・効率性をさらに高めるともに、都市再生に力を入れる自治体や民間非営利団体（NPO）の取り組みを後押しする。

その支援策の一環として「重点推進プラン推進費」の新設も要求。全国総合開発計画（全総）の推進につながる重要テーマを年度毎に設定し、これに合致する計画を自治体などから募集し、その中で位置づけられた公共事業に各府省を通じて配分する。

◆土砂災害伝達で新システム

河川局関係では、地震対策として、津波が予想される地域を中心に、河川や海岸の施設管理者が統一的な目標を定め、耐震対策や避難地・路の整備などを重点・計画的に進めるよう促す。土砂災害対策では、気象庁や総務省消防庁と連携し、人的被害を最少にするため地域住民や自治体に適切・迅速な防災対応を促す情報システムを構築する。

また、災害対策全般として、ハザードマップ（危険予測地図）の整備も併せて推進。洪水や津波・高潮など各種のマップ整備を促進するほか、火山噴火活動をGIS（地理情報システム）上でリアルタイムに予

測・提供するシステムを整備する。

国土保全上重要な「沖ノ鳥島」（東京都小笠原村）については、不測の事態に備えて不審船をとらえる監視システムなどを導入するほか、水中の保全施設への影響を把握する水中ロボットの開発にも取り組む。

また、東海地震など大地震による被害情報を迅速に収集したり、河川改修を効率的に実施したりするため、航空機に搭載した航空レーザを活用して地形測定を行う。国土基盤データとして、河川・砂防・海岸などの堤防や氾濫域の標高データなどを収集する。

◆1級・2級に一括交付

補助金の改善では、都道府県の河川整備事業で補助金を年間単位で一括交付する「統合補助金」について、一級河川と二級河川に分類している従来の方式を改め、等級にかかわらず一括交付する。河川間で補助金の流用を可能とするなど自治体の裁量を一段と高め、個性的な地域づくりを推進するほか、国への申請などにかかわる事務負担を軽減させるのが目的だ。補助率についても二級は原則四割としてきたが、04年度からは一級の五割に統一する。

また、補助金を個別交付する準用河川（市町村が管理）の改修事業でも、同年度からは一括交付方式に改める。これまで工事内容の大幅な変更や河川間で事業費を流用する場合、市町村がその都度、県や国に申請を行ってきた。しかし、今回の統

情 報

うるおいのある水辺空間の形成に向けて (水辺施設の活用状況の報告) 財団法人リバーフロント整備センター

当センターでは、水辺空間の整備に関する調査研究、技術開発、情報提供等を行っています。

これらの事業の一環として、あずまや、自然観察施設、ピオトープ施設等の水辺施設を設置し、当該市町村へ寄贈する「水辺施設の設置事業」を行っています。なお、この事業は、日本宝くじ協会の助成を受け実施しています。

本号及び次号にわたり平成14年度に設置した水辺施設の活用状況について当該市町村からの報告をご紹介します。また、平成16年度の水辺施設の募集案内は町村週報12月1日号にて掲載の予定です。

●保木(ほき)公園・めだかの御池(みいけ)〔ピオトープ池〕 福岡県浮羽郡浮羽町

浮羽町は、水とフルーツ、いで湯、民陶の町で、筑後平野の東部に位置しており、棚田の里としても知られています。平成14年度に、宝くじの普及宣伝事業として筑後川沿いの親水公園である町立保木公園内の御池のピオトープ整備(面積415㎡)を行いました。

この地は、菖蒲池と呼ばれ訪れる人に親しまれていましたが、時代とともに環境の悪化が進み、雑草がはびこる湿地帯となっていました。そこで、池の形状はそのままに6ヶ所の中洲を設け、自生している菖蒲、アヤメをそのままの状態に残し、御池の土は持ち出すことなく整備を図りました。また、中洲は天然ヤシの繊維で囲い、水際は松杭で自然に溶け込むようにしました。さらに細い流れであった水を堰で調整することにより、水深を確保し水生動植物の生育環境を創出しました。

池の中央付近までデッキを設け、間近で池の生態が観察できるようにし、また、デッキへのアプローチはスロープを設置することにより車椅子などでも行けるように工夫しました。

完成後、菖蒲やアヤメ、水生植物の繁殖を待ちつつ、ボランティア団体「めだかの楽校」が中心となって、小学生を対象に「めだか放流会」を行い、めだかの生態や御池の環境について学びました。また、多種類のトンボが生息するようになり、町民からは「ホタルも増えてきた」「カワセミの姿を見た」という報告も届いています。

この公園は、春は桜、夏は涼、秋は紅葉と訪れる人は多く、小学生も遠足で訪れています。

今後、まわりの雑木林の景観も活かしながら、周辺の環境を壊すことなく残りの池及び周辺の整備も行い、すぐ傍を流れる筑後川とともに、散策や観察会、水遊びを通して、より親しまれる水辺の公園として地元住民と行政が協力して創って行きたいと考えています。



合補助金化に伴い、同一市町村内の事業であればその必要はなくなる。一方、地盤沈下や高潮などに備え、都道府県が護岸や防潮堤の整備を進める低地対策河川事業向け補助金を、地震・津波対策の支援をテーマに再編。地域や対策内容によって細分化していた補助率を、一律五割に引

き上げる。東海地震など大地震が近い将来発生すると予測される緊迫した状況の中、河川沿いの低地対策が不十分な自治体の取り組みを促す。土地・水資源関係では、土地の取引価格など関連情報を円滑に収集し、インターネットなどを通して国民に広く提供する仕組みの構築に本

格的に取り組む。取引の透明化、効率化を図り、不動産市場の活性化を図るのが目的だ。水資源関係では、全国の各流域における水循環の健全化に向けた基礎資料とするため、流域単位で水資源アセスメントを実施する。さらに、地下水のかん養メカニズムのモデル

調査も行い、地下水のかん養施策の評価手法と目標量を検討。また、水源地域と、ダムによる利水・治水の利益を受けている下流地域が連携し、水源地域の保全・活性化を図る在り方について調査・検討する。(時事通信社・蟹澤伸次、渡部裕子、三原岳、野村順)

情 報

カプセル Now & New

「地域学しもかわ学会」北海道事業を展開 下川町

町が全額出資する町ふるさと開発振興公社は、「地域学しもかわ学会」事業を展開している。

町を訪れる学者などの有識者に講演を依頼したり討論会に参加してもらうほか、一芸に秀でた町民などのゼミを随時開講。地域を見直し、知的な面でのまちづくりを推進していく。

芭蕉の句碑を浅草に 秋田県 象潟町 設置

町は、東京都台東区馬道地区に江戸時代に本荘藩の下屋敷があり「象潟町」と呼ばれていたことから、同区と姉妹提携を結び交流していたが、交流十年を記念して浅草寺近くに、松尾芭蕉の象潟を詠んだ俳句を刻んだ石碑を建てた。今後とも結びつきを深めていくのがねらい。

果実の盗難防止に 秋田県 桑折町と国見町は、特産品の桃やリンゴの盗難を未然に防ぐため、「桑折・国見地区果物盗難被害防止等連絡会」を設立した。

福島県警察折警察署、伊達みらい農業協同組合、伊達果実農業協同組合なども参加し、看板の設置、パトロールなどを行い、自主防衛意識を高める。

「岩宿文化賞」に 群馬県 笠懸町 学生部門を創設

岩宿遺跡があることで知られる町は、旧石器時代の優れた研

究を表彰する「岩宿文化賞」に学生部門を創設した。考古学に対する地域の子どもの関心を高めていくのがねらいで、小・中・高校の三部門で、同町を含む広域圏の全六十四校の生徒が表彰の対象。

筋力トレーニングに 山梨県 河口湖町 補助

町は、高齢者が転倒して骨折するのを防いでいくため、筋力トレーニングを行う六十歳以上の町民を対象に補助事業を行っている。保健推進課に登録してもらうと、町内にある「フィットリソートクラブ」のジムの利用料金一回千円のうち二百円を補助していく。

新たな観光資源として 富山県 宇奈月町 足湯施設を整備

県内屈指の温泉観光地で、開湯八十周年を迎える町は、足だけ温泉に漬かれる足湯施設「おもかげ」を整備した。施設は約九平方mで、温泉を引き常時約四十度の適温に維持している。観光客や地元住民に二十四時間無料で開放し、新たな観光資源としてPRしていく。

景観にマッチした若者 長野県 榑川村 向け村営住宅を建設

村は、中山道宿場の面影が色濃く残り、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている地区に、景観維持を心掛けた鉄骨造り二階建ての村営住宅二棟八戸を建設した。2DKの間取りで、内装に漆塗りを取り入れているのが特徴。若者定住策の一環として整備した。

一環として整備した。

給食にできる限り 愛知県 八開村 地元の食材を導入

村は、村内小中学校三校の給食に、できる限り地元の新鮮な野菜を使用しようと約四割を周辺地域から調達している。極力無添加で旬の食材を選び、おいしく健康にいい給食づくりを実践するとともに、季節行事に合わせたメニューを提供し、子どもに食文化を伝えている。

子ども読書サポート 兵庫県 播磨町 ボランティアを導入

町は、読書の促進を通じて児童の想像力と感性を育むため、「子ども読書サポートボランティア」を導入している。ボランティアとして応募した地域住民を町立小学校図書室の司書役として配置し、貸出業務や相談受付、読書会の開催などに携わってもらう。

温泉地を目標に歩数を 奈良県 新庄町 記録

町は、楽しみながら健康づくりに取り組んでもらおうと、町健康福祉センターを起点に、紀伊半島の串本温泉(二十六万歩)や有田温泉(六十万歩)までなどのコースから目標を選び、半年間に歩いた歩数を記録する「ウォーク21」を行っている。

ホタルやカワニナの 島根県 津和野町 捕獲を禁止

「ホタル祭り」を毎年開催するなど、ホタルが重要な観光資源の一つとなっている町は、町を挙げてホタルの保護活動に取り

組んでいくため、環境保全条例を改正した。ホタルやカワニナの捕獲禁止するとともに、河川を汚すことも禁止し、町民の意識啓発に取り組んでいく。

昔の生活体験ができる 岡山県 イベントを開催 吉永町

町は、十数軒のかやぶき家屋を保存している「八塔寺ふるさと村」で、昔の生活が体験できるイベントを十一月三十日に実施していく。「衣食住」をテーマに、昔の生活用具を展示するほか、地域住民の指導により、わらじ編みや豆腐・こんにやく作りが体験できる。

国税局OBを滞納整理 佐賀県 指導員として雇用 川副町

地方税の徴収強化を図っていくため納税推進室を設置し、催告状の送付、預貯金と不動産の差し押えなどを実施してきた町は、高額滞納者や悪質滞納者に対応して徴収率をより高めようと、国税局のOBを「滞納整理指導員」として嘱託で雇用した。

地域通貨「杉っ子」を 熊本県 小国町 発行

町は、地域住民の助け合いをねらいに、地域通貨「杉っ子」を発行した。単位は「ゆづ」で、「ゆづ」は五十円程度、約一時間のボランティアやサービスなどに相当。将来の使用に備えて預託もできる。運営は、地元商工会やボランティア団体などで組織する運営会で行っている。

カプセル Now & New

随 想

遠賀川の源流に育む
豊かな人とみのりの里



福 岡 県 長
嘉 穂 町 長
高 倉 円 次

町の概要

昭和三十年に一町三村が合併して誕生した嘉穂町は福岡県のほぼ中央に位置し、三方から山に抱かれた人口約一万人の町です。古処山頂付近に自生する国指定特別天然記念物のツゲの原生林をはじめ、日本海に注ぐ遠賀川の源流点を持つ清流に恵まれた緑豊かな美しい町です。

本町では、古代の重要な遺物が多く発掘されており、中世においては城下町として栄え、歴史も古く、今もその面影を残す風情が見られます。豊臣秀吉が九州出兵の際に秋月氏攻路の恩賞として賜下した陣羽織(国指定重要文化財)は、町の財産として大切に保存されています。

また、飯塚市から小石原村、日田市を結ぶ国道二二一号と北九州市から田川市、甘木市、久留米市へと結ぶ国道三二二二号が本町で十字に交差し、交通の要所としても着目されています。

本町の基幹産業は農業で、水稲や果樹、蔬菜等、中山間地域の特性を活かした高品質な農産物には定評があります。昭和五十年から九州では珍しいりんごの栽培に取り組み、今では梨や柿などとともに「フルーツの里」として福岡市や北九州市など県内外から多くの観光客を迎えています。また平成九一年にオープンした物産館「カツホー馬古屏」は、年間約六億円を売り上げる県下でも有数の農産物直売所として広域から多くのお客様が訪れ、生産者の顔が見える農

業が定着してきました。

しかし、産業構造の変化や少子高齢化などの社会情勢を背景に過疎化の歯止めはかからず、厳しい状況があります。

これからのまちづくり

平成十四年に策定した第四次嘉穂町総合計画では、嘉穂町の将来像を「遠賀川の源流に育む豊かな人とみのりの里」とし、豊かな自然とそこに育まれた文化・産業人を大切に、いきいきとした豊かな生活を想像するまちづくりを目指しています。

中でも今後期待されるのは、平成十四年度から国直轄の調査が開始された国道三二二二号の八丁峠トンネル化です。八丁峠は、急峻な峠に阻まれ道路線形も悪く、冬季の凍結や雨季の土砂崩れなどたびたび交通規制が行われ、幹線道路としての役割を果たしているとはいええない状況にあります。しかしこのトンネル化が実現すれば、圏域の経済、文化の活性化はもとより、九州における物流及び地域間交流の大動脈としての機能が期待されます。

さらに、これまで公共交通機関として機能していた西鉄バスが来年には山間部の赤字バス路線から

撤退しますが、なくさないでほしいという多くの町民の要望に答え、町内の主要施設と山間部を結ぶ地域路線バスの運行を平成十六年度から開始します。交通手段のない子どもや高齢者のため、点状とする山村を陸の孤島にしないために今後のまちづくりには欠かせない重要な行政施策だと確信しています。

当町では住民によるボランティア活動が盛んで、多くの団体が積極的にまちづくりに関わっています。遠賀川の水質浄化や保水能力を高めようと活動している「遠賀川源流の森づくり推進会議」は、遠賀川の上流から下流域までのたくさんの方々の支援を受けて、源流部である嘉穂町で植樹や下草刈などの活動を続けています。このようなボランティア活動は、大変ありがたいが、また大切な地域づくり活動であると考えています。

現在、筑豊の嘉飯山地域でも二市八町の枠組みで二十万人都市誕生のため法定協議会が設置され、市町村合併の協議が進められています。二市八町という十の自治体の枠組みの中で様々な意見を調整し、また、嘉穂町を愛している誇りを失わず、新市誕生に向かって進んでいかねばと考えています。

政策リーダー

政策リーダー

社会資本整備重点計画まとまる

政府は、十月十日、第一五六通常国会で成立した社会資本整備重点計画に基づき、九本の事業計画（道路、交通安全施設、空港、港湾、都市公園、下水道、治水、急傾斜地、海岸）を一本化した社会資本整備重点計画（平成十五年～十九年度）を閣議決定した。

計画は、作る側の「事業費」から国民から見た「達成された成果」に転換し、事前から事後までの一貫した事業評価システムの実施、国等が行う事業について、規格を見直し、事業のスピードアップなどにより、平成十四年度と比較して、一五%の総合コスト縮減率の達成。ローカルールの導入、地方プロツクの重点整備方針のとりまとめなど地域の実情に応じた社会資本整備の推進、国庫補助負担金については、地方の裁量性を高める方向で改革を推進する などとした。

その上で、事業目的別に「暮らし」、「安全」、「環境」、「活力」の四分野に整理し、五年間で取り組む重点目標を設定し、その達成状況を把握するための指標や関連事業の概要を示した。

主な指標として、都市域における水と緑の公的空間確保量を約一割増、汚水処理人口普及率を七六%から八六%に引上げ、河川と下水道が連携し、床上浸水被害を受ける家屋を約九万戸から約六万戸に減少、失われた自然の水辺を約二割再生 等を掲げた。

地方税財政基盤確立全国大会を開催

全国町村会をはじめ地方六団体で構成する地方自治確立対策協議会は、来る十一月十九日に「地方税財政基盤確立全国大会―三位一体改革の早期実現を目指して―」を開催することとした。

地方公共団体にとって、真の地方分権の確立を目指すため、国庫補助負担金の廃止と合わせて基幹税による税源移譲を実現するとともに、地方交付税制度の財源調整・財源保障機能を堅持し、安定した地方税財政基盤を構築することが課題となっている。このため、三位一体改革の早期実現に向け、国の明年度の予算編成及び税制改正作業が本格化するこの時期に、地方分権時代にふさわしい自主・自立に向けた地方税財政基盤の確立を求めて、地方が一致結束し関係方面に対して強く訴えるために開催されるものである。

大会には、各都道府県町村会長等の町村長をはじめ、首長、議長等の地方公共団体関係者約五〇〇人が出席する。また、来賓として、総務大臣、衆・参両院総務委員会委員長、国会議員等を招く予定としている。

大会終了後には、大会の意義を取りまとめた「決議」により、地方六団体会長がそろって、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政担当大臣、自民党三役等へ、また、出席者は都道府県ごとに地元選出国会議員へ要望を行うこととなっている。

エネルギー基本計画を閣議決定

資源エネルギー庁

政府は、エネルギー基本計画を閣議決定した。同計画は、昨年六月に成立したエネルギー政策基本法の基本方針「安定供給の確保」、「環境への適合」、「市場原理」にのっとり、今後一〇年程度を見通してエネルギーの需給全体に関する施策の基本的方向性を示すもの。

この中で、「安定供給の確保」については、輸入エネルギー供給源の多角化や主要産出国との関係強化及び国産エネルギー源の多角化、「環境への適合」については、非化石エネルギーの利用、温暖化ガス排出量の少ないガス体エネルギーへの転換等を推進するとし、さらに、「市場原理」については、我が国の実情に合わせて市場原理の活用策を設計するとしている。

また、長期的、総合的に講ずべき施策として、民生、運輸、産業各部門における資源節約型経済・社会の形成、安全確保を大前提とした原子力発電の開発推進と立地地域の振興、新エネルギー普及のための技術開発の推進、ガス体エネルギーへの燃料転換や利用技術の開発等を挙げているほか、長期的視野から、分散型エネルギーシステムや水素エネルギーシステム実現のための取組みを強化することとしている。

同計画は、少なくとも三年ごとに検討を加え、必要に応じて変更することとしている。